

令和7年度奈良県献血推進計画

本計画は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）に基づき定める奈良県における令和7年度の献血推進に関する計画である。

1. 献血により確保すべき血液目標量

令和7年度に必要と見込まれる血液の量は、全血献血において13,495L、成分献血において7,796Lであり、確保すべき血液目標量は、21,291Lである。

2. 献血に関する普及啓発その他の1.の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

県・市町村及び採血事業者（日本赤十字社奈良県支部・奈良県赤十字血液センター）は、相互に連携し、献血推進組織等の協力を得て献血による血液目標量を確保することに努めるものとし、その達成に必要な措置に関する事項を以下のように定める。

（1）400mL献血・成分献血の推進

安全な血液製剤の安定供給のため、広く県民の方々に400mL献血・成分献血を推進し、本計画における血液目標量を確保するとともに、日々における赤血球製剤適正在庫の維持と血小板等、不足しがちな輸血用血液の効率的な確保を図る。

（2）複数回献血の推進

安全な献血適格者である登録献血者に対し、複数回献血を推進することにより、本計画における血液目標量のより安定的な確保と安全な血液の確保を図る。

奈良県赤十字血液センターは、献血者から継続的な献血への協力が得られるよう、献血Webサービス「ラブラッド」への登録の働きかけや、インターネット等のデジタル広報媒体及び電子メール等による情報発信、各種講演会・健康相談事業の実施等、各種サービスの提供を行い、安全な複数回献血者をより多く確保する。特に若年層に対しては、「（4）若者献血の推進」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

県・市町村及び採血事業者は、協力し、相互に連携を図りながら複数回献血の推進に努める。

（3）献血協力団体の確保

奈良県赤十字血液センターは、感染症集団発生時及び災害時等、血液が不足する緊急時はもとより平素においても、必要な輸血用血液を迅速に確保することを目的として、機動的・効率的な組織的協力を得るため、企業等の事業所をはじめ多くの各種既存団体を献血協力団体として確保する。

県は、これらの取組を支援する。

なお、可能な場合は、奈良県献血推進協議会及び奈良県赤十字血液センターとの三者間で献血協力活動に関する文書締結を行う。

(4) 若者献血の推進

将来の献血を担う若者に対する献血の意義や必要性の知識普及により、若者献血を推進し、少子高齢社会に伴う血液不足問題の解消と将来的な血液の安定確保につなげることを目標とする。

なお、若者に対して広報誌やパンフレット、SNS等インターネットを含む様々な広報手段を用いて気軽に目に触れる機会を増やすとともに、「けんけつちゃん」や「ハーディア」等の献血推進キャラクターを活用し、効果的・実効性のある普及啓発を行う。

(5) 献血者が安心して献血できる環境の整備

奈良県赤十字血液センターは、献血の受け入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血が出来なかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。その上で、献血者のニーズを把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、安らぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。

奈良県赤十字血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

県は、これらの取組を支援する。

3. 目標量を確保するための具体的方策に関する事項

県・市町村及び採血事業者は、献血推進組織等と連携し、広く県民の方々に対し、献血への理解と協力を求め目標量を確保するために、医療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていること等、献血の必要性をPRすることとし、その具体的方策に関する事項を以下のように定める。

(1) 献血推進のための普及啓発・広報活動

① 献血キャンペーンの実施

- ・「愛の血液助け合い運動」（7～8月）

全国的に展開される「愛の血液助け合い運動」の一環として、広く県民の方々に献血思想の普及を図り、血液が不足する夏期における献血者の確保を目的とする。

- ・「はたちの献血」キャンペーン（1～2月）

「はたち」の若者を中心として広く県民の方々に献血への理解と協力を求め、血液が不足する冬期における献血者の確保を目的とする。

② 献血運動啓発ポスター募集

「愛の血液助け合い運動」の一環として、献血運動啓発ポスターの募集を行い、献血運動推進を図る。

また、入賞作品について、表彰及び展示を行う。

③ 献血功績者表彰式の開催

・厚生労働大臣表彰状・感謝状伝達

献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人に対して贈呈された厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達を行う。

・奈良県献血推進協議会会長表彰状・感謝状の贈呈

奈良県献血推進協議会会長である奈良県知事から、献血事業の推進に功績のあった団体に対して表彰状・感謝状を贈呈する。

④ 広報メディアによる広報活動

報道機関等への資料提供、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等により、幅広い年齢層の方々に献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等については、インターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

⑤ 市町村の規模に応じた献血の推進

献血推進協議会の設立、広報・有線放送・地域における催物の機会等を活用する等市町村の規模にあった啓発活動を実施し、献血を推進する。

⑥ 血液センター見学及び献血の体験学習の推進

血液センターの見学や献血の体験学習を通して、幅広い年齢層の方々に献血への理解を深める。

(2) 学生献血の推進

少子高齢社会における将来的な血液の安定確保を目的とし、献血の意義や血液製剤についてわかりやすく説明する「献血セミナー」を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。また、下記の①～③により、学校等の協力を得て、より効果的・効率的に若者献血を推進する。あわせて、献血セミナー等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

① 小中学生、高校生等に対する啓発

小中学校、高等学校等へ献血啓発チラシを配布し、生徒の献血に対する理解を深める。

② 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進協議会と連携して学生による献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

③ 教育委員会、私立中学高等学校連合会及び奈良県大学連合との連携の強化

教育委員会、私立中学高等学校連合会及び奈良県大学連合とのより一層の連携により、高校生等及び大学生に対する献血及びその啓発の推進を円滑に実施する。

(3) 献血推進組織の育成に関する事項

献血運動の活性化を目的として、下記の①②により、献血推進組織の育成を図り、献血推進活動の基盤を強化する。

① 市町村献血事務担当職員研修の実施

県民の方々に必要な情報提供を円滑に実施する体制を目指し、地域住民と最も密接な市町村献血事務担当者の研修を実施する。

② ボランティア活動の推進

学生献血推進協議会、学生ボランティアサークル、ライオンズクラブ及び日本赤十字社奉仕団等、献血推進団体との一層の連携を行い、献血活動への積極的な参加を通じ献血運動の活性化につなげる。

4. その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

奈良県赤十字血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して健康相談を実施する。

県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

奈良県赤十字血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、ライフスタイルに対応するための取り組みとして、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた採血バスによる計画的採血、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定及び子育て世代に対応した託児に関わる施設整備、ICTを活用したWEB予約の推進等献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。

県及び市町村は、奈良県赤十字血液センターと十分協議して、採血バスによる採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等献血の受け入れに協力する。また、奈良県赤十字血液センターとともに献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う。

③ 献血者の意思を尊重した採血の実施

奈良県赤十字血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分(200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血)や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。

(2) 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県、市町村及び採血事業者は、災害時等血液不足時において的確に対応するため輸血用血液製剤の在庫を把握し、連携・協力して献血の確保に努める。

なお、災害時等血液不足時には率先的に提供可能な団体等を通じて、献血の要請を行う。

また、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に献血の推進を図っていく。

(3) 災害時等における献血の確保

県、市町村及び採血事業者は、災害時等において、医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。

採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

(4) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに奈良県赤十字血液センターによる献血実績を確認し、次年度の献血推進計画作成に当たり参考とする。

採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。